

平成26年第7回瑞穂市教育委員会定例会 次第

平成26年7月17日

開会

- 日程第1 議案第31号 瑞穂市教育委員会委員長の選挙について
- 日程第2 議案第32号 瑞穂市教育委員会委員長職務代理者の指名について
- 日程第3 平成26年度第6回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第4 会議録署名委員の指名について
- 日程第5 教育長の報告
- 日程第6 承認第5号 瑞穂市社会教育委員の委嘱についての専決処分について
- 日程第7 議案第33号 瑞穂市就学指導委員の委嘱について
- 日程第8 議案第34号 瑞穂市学校評議員の委嘱について
- 日程第9 議案第35号 平成27年度使用小学校及び中学校教科用図書の岐阜地区採択について
- 日程第10 その他 教育次長
教育総務課長
学校教育課長
幼児支援課長
生涯学習課長
次回教育委員会会議の開催について
平成26年 月 日（ ）午後 時 分から

閉会

議案第 3 1 号

瑞穂市教育委員会委員長の選挙について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 2 条第 1 項の規定により、選挙を行うものとする。

平成 2 6 年 7 月 1 7 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

教育委員会委員長の任期が、平成 2 6 年 7 月 4 日に満了することから、選挙を行うもの。

議案第 3 2 号

瑞穂市教育委員会委員長職務代理者の指定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 2 条第 4 項の規定により、指定を行うものとする。

平成 2 6 年 7 月 1 7 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

教育委員会委員長職務代理者の任期が、平成 2 6 年 7 月 4 日に満了することから、指定を行うもの。

承認第5号

瑞穂市社会教育委員の委嘱についての専決処分について

瑞穂市社会教育委員に下記の者を委嘱し、瑞穂市教育委員会事務委任規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号)第3条第1号の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により、報告し教育委員会の承認を求める。

記

1 氏名 棚橋 敏明

2 任期 平成26年6月11日～平成27年3月31日

1 氏名 大内 康博

2 任期 平成26年7月5日～平成27年3月31日

平成26年7月17日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

瑞穂市社会教育委員条例(平成15年瑞穂市条例第59号)第4条第1項の規定により、委員が欠けたため第2条の規定により、瑞穂市社会教育委員を委嘱するもの。

瑞穂市社会教育委員名簿

瑞穂市社会教育委員条例第2条の規定による

	氏名		年数	任期	備考
1	棚橋 敏明		新	H26.6.11～H27.3.31	市議会文教厚生常任委員長 前任者 市議会文教厚生常任委員長 広瀬 武雄
2	高田 美恵子		11	H25.4.1～H27.3.31	学識経験者 *年数は巢南町から通算すると25年
3	武藤 輝夫		11	H25.4.1～H27.3.31	家庭教育・青少年教育 (市青少年育成指導員)
4	若園 昭男		9	H25.4.1～H27.3.31	体育関係 (体育協会会長)
5	関谷 翠		7	H25.4.1～H27.3.31	学識経験者 (読書サークル)
6	日高 清		4	H25.4.1～H27.3.31	学識経験者 (文化協会会長)
7	大内 康博		新	H26.7.5～H27.3.31	学識経験者 前任者 加藤 悟
8	今木 啓一郎		2	H25.4.1～H27.3.31	家庭教育・青少年教育 (市PTA連合会会長)

※ 年数は平成25年度末までの年数

議案第 33 号

瑞穂市就学指導委員の委嘱について

瑞穂市就学指導委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 1 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成 26 年 7 月 17 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

瑞穂市附属期間設置条例（平成 20 年瑞穂市条例第 30 号）第 4 条第 2 項の規定により、瑞穂市就学指導委員を委嘱するもの。

瑞穂市就学指導委員名簿

	氏 名	住 所	任期	備考(該当条項)
1	なかしま子どもクリニック院長 中島 俊彦	なかしま子どもクリニック	H26.8.1～H27.3.31	学校医
2	巢南中学校長 松野 正範	巢南中学校	H26.8.1～H27.3.31	小中学校長
3	岐阜大学教育学部教授 村瀬 忍	岐阜大学教育学部	H26.8.1～H27.3.31	識見を有する者
4	もとす広域連合幼児療育センター施設長補佐 武内 由美	もとす広域連合幼児療育センター	H26.8.1～H27.3.31	識見を有する者
5	穂積小学校 宮元 浩子	穂積小学校	H26.8.1～H27.3.31	障害児教育担当者

議案第34号

瑞穂市学校評議員の委嘱について

瑞穂市学校評議員に下記の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、教育委員会の議決を求める。

記

1 氏名 福野 正

2 任期 平成26年7月4日～平成27年3月31日

平成26年7月17日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

瑞穂市立小中学校管理規則（平成15年教育委員会規則第8号）第38条第2項及び瑞穂市学校評議員会運営要綱（平成19年教育委員会告示第5号）第3条第2項の規定により、教育委員会の議決を求めるもの。

学校評議員名簿

	学校等	氏名	任期		備考(該当条項)
1	穂積小学校	棚瀬 和義	H26.4.1～H27.3.31	連合自治副会長	第3号 自治会長の代表
2		井口 宜子	H26.4.1～H27.3.31	民生・主任児童委員	第2号 民生・児童委員の代表
3		廣瀬 守克	H26.4.1～H27.3.31	スポーツ少年団指導者	第4号 学識経験者
4		藤橋 克郎	H26.4.1～H27.3.31	青少年育成推進委員	第4号 学識経験者
5		今木 啓一郎	H26.4.1～H27.3.31	青少年育成推進委員	第4号 学識経験者
6		藤橋 直樹	H26.4.1～H27.3.31	市子ども会協議会長	第4号 学識経験者
7		大下 真直	H26.4.1～H27.3.31	PTA会長	第1号 保護者の代表
8		林 美裕紀	H26.4.1～H27.3.31	PTA副会長	第1号 保護者の代表
9		金谷 あずさ	H26.4.1～H27.3.31	PTA総務委員長	第1号 保護者の代表
10	本田小学校	吉村 則雄	H26.4.1～H27.3.31	本田コミセン所長	第4号 学識経験者
11		梅田 裕治	H26.4.1～H27.3.31	PTA会長	第1号 保護者の代表
12		菅野 美智子	H26.4.1～H27.3.31	主任児童委員	第2号 民生・児童委員の代表
13		関谷 充	H26.4.1～H27.3.31	民生児童委員	第2号 民生・児童委員の代表
14		矢井 孝明	H26.4.1～H27.3.31	いきいき活動会長	第4号 学識経験者
15		太田 定敏	H26.4.1～H27.3.31	自治会長	第3号 自治会長の代表
16		田村 和彦	H26.4.1～H27.3.31	青少年育成推進委員	第4号 学識経験者
17		東海 龍明	H26.4.1～H27.3.31	誠心寮寮長	第1号 保護者の代表
18	牛牧小学校	馬淵 好春	H26.4.1～H27.3.31	牛牧友愛会会長 自治会長	第3号 自治会長の代表
19		森 治久	H26.4.1～H27.3.31	有識者	第4号 学識経験者
20		江間 安男	H26.4.1～H27.3.31	自治会長	第3号 自治会長の代表
21		福本 勝代	H26.4.1～H27.3.31	主任児童委員	第2号 民生・児童委員の代表
22		森 稀一	H26.4.1～H27.3.31	学識経験者	第4号 学識経験者
23		鹿野 時男	H26.4.1～H27.3.31	学識経験者	第4号 学識経験者
24		土屋 博道	H26.4.1～H27.3.31	学識経験者・青少年推進委員	第4号 学識経験者
25		溝川 哲哉	H26.4.1～H27.3.31	PTA会長	第1号 保護者の代表
26		里見 美香	H26.4.1～H27.3.31	PTA副会長	第1号 保護者の代表
27	生津小学校	関谷 和	H26.4.1～H27.3.31	自治会長代表	第3号 自治会長の代表
28		長屋 正治	H26.4.1～H27.3.31	青少年育成推進委員	第4号 学識経験者
29		所 史隆	H26.4.1～H27.3.31	民生児童委員代表	第2号 民生・児童委員の代表
30		大野 雅徳	H26.4.1～H27.3.31	生津小PTA会長	第1号 保護者の代表
31		役 康子	H26.4.1～H27.3.31	学識経験者	第4号 学識経験者
32		藤橋 禮治	H26.4.1～H27.3.31	学識経験者	第4号 学識経験者

学校評議員名簿

	学校等	氏名	任期		備考(該当条項)
33	南小学校	福野 正	H26.7.4～H27.3.31	自治会長代表	第3号 自治会長の代表
34		廣瀬 周平	H26.4.1～H27.3.31	PTA会長	第1号 保護者の代表
35		加藤 藤子	H26.4.1～H27.3.31	主任児童委員	第2号 民生・児童委員の代表
35		鹿野 よし子	H26.4.1～H27.3.31	主任児童委員	第2号 民生・児童委員の代表
36		馬淵 郁子	H26.4.1～H27.3.31	学識経験者	第4号 学識経験者
37		加藤 恵眞	H26.4.1～H27.3.31	学識経験者	第4号 学識経験者
38	中小学校	眞鍋 敏克	H26.4.1～H27.3.31	自治会長代表(重里)	第3号 自治会長の代表
39		服部 純	H26.4.1～H27.3.31	PTA代表(会長)	第1号 保護者の代表
40		名和 秀彦	H26.4.1～H27.3.31	学識経験者	第4号 学識経験者
41		星岡 葉子	H26.4.1～H27.3.31	民生・児童委員代表(美江寺)	第2号 民生・児童委員の代表
42		若原 達夫	H26.4.1～H27.3.31	青少年育成代表	第4号 学識経験者
43		新井 理香	H26.4.1～H27.3.31	子ども会代表	第4号 学識経験者
44	西小学校	岡田 保彦	H26.4.1～H27.3.31	西小学校PTA会長	第1号 保護者の代表
45		伊藤 直美	H26.4.1～H27.3.31	子ども会育成会の代表	第4号 学識経験者
46		脇若 壽三男	H26.4.1～H27.3.31	自治会長の代表	第3号 自治会長の代表
47		矢野 敏雄	H26.4.1～H27.3.31	老人クラブの代表	第4号 学識経験者
48		鹿野 よし子	H26.4.1～H27.3.31	主任児童委員	第2号 民生・児童委員の代表
49		大内 康博	H26.4.1～H27.3.31	学識経験者	第4号 学識経験者
50	穂積中学校	今木 啓一郎	H26.4.1～H27.3.31	PTA会長(保護者の代表)	第1号 保護者の代表
51		久保 和英	H26.4.1～H27.3.31	PTA副会長(保護者の代表)	第1号 保護者の代表
52		加木屋 加緒里	H26.4.1～H27.3.31	PTA副会長(保護者の代表)	第1号 保護者の代表
53		永田 枝里	H26.4.1～H27.3.31	PTA副会長(保護者の代表)	第1号 保護者の代表
54		松野 守男	H26.4.1～H27.3.31	前PTA会長(保護者の代表)	第1号 保護者の代表
55		井村 晃	H26.4.1～H27.3.31	つどいの泉館長(学識経験者)	第4号 学識経験者
56		井深 吉男	H26.4.1～H27.3.31	元穂積中学校長(学識経験者)	第4号 学識経験者
57		加藤 裕貞	H26.4.1～H27.3.31	自治会長の代表	第3号 自治会長の代表
58		馬淵 好春	H26.4.1～H27.3.31	自治会長の代表	第3号 自治会長の代表
59		井口 宜子	H26.4.1～H27.3.31	主任児童委員の代表	第2号 民生・児童委員の代表
60		福本 勝代	H26.4.1～H27.3.31	主任児童委員の代表	第2号 民生・児童委員の代表

学校評議員名簿

	学校等	氏名	任期		備考(該当条項)
61	穂積北中学校	高橋 孝治	H26.4.1～H27.3.31	PTA会長	第1号 保護者の代表
62		後藤 美希	H26.4.1～H27.3.31	PTA副会長	第1号 保護者の代表
63		加藤 百合子	H26.4.1～H27.3.31	民生委員(本田)	第2号 民生・児童委員の代表
64		見吉 時夫	H26.4.1～H27.3.31	民生委員(生津)	第2号 民生・児童委員の代表
65		菅野 美智子	H26.4.1～H27.3.31	主任児童委員	第2号 民生・児童委員の代表
66		太田 定敏	H26.4.1～H27.3.31	自治会長(本田)	第3号 自治会長の代表
67		関谷 和	H26.4.1～H27.3.31	自治会長(生津)	第3号 自治会長の代表
68		清水 毅	H26.4.1～H27.3.31	学識経験者	第4号 学識経験者
69		庄田 昭人	H26.4.1～H27.3.31	学識経験者	第4号 学識経験者
70	巣南中学校	市橋 靖二	H26.4.1～H27.3.31	民生児童委員長	第2号 民生・児童委員の代表
71		馬淵 俊紀	H26.4.1～H27.3.31	自治会連合会代表(南地区)	第3号 自治会長の代表
72		日高 清	H26.4.1～H27.3.31	巣南中学校同窓会長	第4号 学識経験者
73		矢野 敏雄	H26.4.1～H27.3.31	市老人会連合会会長	第4号 学識経験者
74		吉田 敏之	H26.4.1～H27.3.31	青少年育成推進員代表	第4号 学識経験者
75		横山 準一	H26.4.1～H27.3.31	巣南中学校前教頭	第4号 学識経験者
76		林 孝美	H26.4.1～H27.3.31	巣南中学校PTA会長	第1号 保護者の代表
77		曾我 友紀恵	H26.4.1～H27.3.31	巣南中学校PTA副会長	第1号 保護者の代表
78	ほづみ幼稚園	菅野 美智子	H26.4.1～H27.3.31	主任児童委員	第2号 民生・児童委員の代表
79		井口 宜子	H26.4.1～H27.3.31	主任児童委員	第2号 民生・児童委員の代表
80		福本 勝代	H26.4.1～H27.3.31	主任児童委員	第2号 民生・児童委員の代表
81		井深 吉男	H26.4.1～H27.3.31	元ほづみ幼稚園 園長	第4号 学識経験者
82		旭 伸子	H26.4.1～H27.3.31	PTA会長	第1号 保護者の代表
83		吉川 千春	H26.4.1～H27.3.31	PTA副会長	第1号 保護者の代表
84		高井 真委子	H26.4.1～H27.3.31	PTA副会長	第1号 保護者の代表
85		曾我部 悦子	H26.4.1～H27.3.31	PTA書記	第1号 保護者の代表
86		廣瀬 美保	H26.4.1～H27.3.31	PTA書記	第1号 保護者の代表
87		棚橋 禎子	H26.4.1～H27.3.31	PTA会計	第1号 保護者の代表
88	篠田 真紀子	H26.4.1～H27.3.31	PTA会計	第1号 保護者の代表	

議案第 35 号

平成 27 年度使用小学校及び中学校用教科用図書の岐阜地区採択
について

「平成 27 年度使用小学校（特別支援学校の小学部を含む）用教科用図書岐阜地区採択案」及び「平成 27 年度使用中学校（特別支援学校の中学部を含む）用教科用図書岐阜地区採択案」の議決を求める。

平成 26 年 7 月 17 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

市立小・中学校で使用する教科用図書の採択権は市町教育委員会にある。しかし、採択地区に 5 市 2 郡がある岐阜地区では、岐阜県教科用図書採択協議会（平成 26 年 5 月 2 日提出 議案第 22 号）を設置し、協議の上同一の教科用図書を採択しなければならない。このため、市町教育委員会は教科用図書採択の決議に当たっては、岐阜県岐阜地区採択協議会の協議結果を尊重するものとする（岐阜地区採択協議会規約）とされているため。

平成26年7月15日

各市町教育委員会
教育長 様

岐阜地区採択協議会
会長 伏屋 敬介

平成27年度使用小・中学校用教科用図書の
岐阜地区採択について（依頼）

このことについて、平成26年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会における協議の結果、別紙のような採択案としました。

本協議会の規約第3条、第4条及び設置・運営方針に基づき、各市町教育委員会において、8月12日までの期間中に採択を議決し、別紙様式により議決書を提出願います。

記

1 送付書類

- (1) 平成27年度使用小・中学校用教科用図書岐阜地区採択についての議決書様式
(別紙様式)
- (2) 平成27年度使用小・中学校用教科用図書採択案

2 提出期限 平成26年8月12日（火）

3 提出先 岐阜地区採択協議会長
※提出にあたっては、「親展」扱いにてお願いします。

(別紙様式)

文 書 番 号
平成26年 8月 日

岐阜地区採択協議会長 様

〇〇〇教育委員会

印

平成27年度使用小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む）用
教科用図書岐阜地区採択についての議決書

このことについて、下記の事項を議決しましたので報告します。

記

- 1 平成27年度使用小学校（特別支援学校の小学部を含む）用教科用図書については、平成26年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の採択案を採択する。
- 2 平成27年度使用中学校（特別支援学校の中学部を含む）用教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条並びに同法施行令第14条の定めるところにより、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を除き、平成26年度において使用している教科用図書と同一の教科用図書を採択する。

岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会と称する。

(区域)

第2条 本協議会に属する市若しくは郡の区域は次のとおりである。

羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市
羽島郡（岐南町、笠松町）、本巣郡（北方町）

(目的)

第3条 本協議会は、採択地区内の市町教育委員会が協議して、種目ごとに同一の教科用図書を採択するための調査研究、協議を行うことを目的とする。

第4条 採択地区内の市町教育委員会は、本協議会の結果を尊重するものとする。

(委員)

第5条 本協議会は、採択地区内で次に掲げる者の中から市町教育委員会の推薦を受け選出した25名の委員をもって構成する。ただし次の(1)に掲げる市町教育委員会とは、採択地区内の全市町の教育委員会をさす。また、教育委員長又は教育長は必ず含むものとする。

(1) 市町教育委員会の教育委員長又は教育長

(2) 市町教育委員会事務局に勤務する職員で、学校教育に専門的知識を有する職員

(3) 採択地区内の小・中学校の校長及び教員

(4) 採択地区内の学識経験者及び保護者

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有するものは、委員となることができない。

3 委員は非常勤とし、任期はその年度の教科用図書採択期間とする。

4 採択替えがない年度については、第1項(1)に掲げる委員をもって本協議会を構成することも可とする。

(会長等)

第6条 本協議会には、会長及び副会長をおく。

2 会長及び副会長は委員のうちから互選する。

(会務)

第7条 会長は、本協議会の会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 本協議会の庶務は、本協議会で定める所において処理する。

(招集)

第9条 本協議会は、会長がこれを招集する。ただし第1回の本協議会は、前年度事務局が置かれた教育委員会教育長がこれを招集する。

(会議)

第10条 本協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 採択についての協議が調わない場合においては、会長の要請に基づき、再度協議会を開くことができる。

(研究員)

第11条 第3条の目的を達するため、本協議会には必要に応じて研究員をおく。

2 研究員は、学校教育に関して豊かな経験を有する者のうちから会長が委嘱する。

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、研究員となることができない。

4 研究員は、発行者から送付される全種類の教科用図書を調査研究し、採択に必要な資料を作成するとともに、調査結果を協議会に報告する。

(出席要求)

第12条 会長は、調査研究・協議の会議を開催するに当たって、教育事務所に勤務する職員の出席を求めることができる。

(経費)

第13条 本協議会に要する経費は、採択地区内の市町が分担するものとする。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、協議会にはかって定める。

平成27年度使用岐阜地区小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む）用教科用図書の採択基準

岐阜地区の小学校及び中学校（特別支援学校の小・中学部を含む）で使用する教科用図書の採択は、県教育委員会の下記の指導・助言又は援助の項目を踏まえ、各市町教育委員会がその権限と責任によりこれを行う。

- 1 小学校及び中学校（特別支援学校の小学校・中学部を含む）用教科用図書の採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条により毎年度採択すること。
- 2 小学校（特別支援学校の小学部を含む）用教科用図書の採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条により、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を含めて、採択替えができる年度に当たっているので、これらを踏まえ、適切に採択すること。
なお、同一の教科用図書を採択する期間内において採択した教科用図書の発行が行われなくなった場合その他義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第6条で定める場合においては、この限りではない。
- 3 中学校（特別支援学校の中学部を含む）用教科用図書の採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条により、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を除き、昨年度と同一の教科用図書を採択することとなっているので、これらを踏まえ、適切に採択すること。
学校教育法附則第9条の規定による教科用図書については、毎年度異なる図書を採択することができることから、各市町教育委員会の権限と責任により採択すること。
調査研究に当たっては、県教育委員会において作成する「一般図書選定資料〔特別支援学校（小学部・中学部）及び小中学校特別支援学級用〕」を十分活用すること。
- 4 平成27年度使用義務教育諸学校における学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、同法施行令及び同法施行規則の示すところに基づき、教科の主たる教材としての内容を具備し、児童生徒の障がいの種類・程度、能力・特性等に応じて、教育上適切であるものを、各市町教育委員会の権限と責任により採択すること。
学校教育法附則第9条の規定による教科用図書については、毎年度異なる図書を採択することができることから、各市町教育委員会の権限と責任により採択すること。
調査研究に当たっては、県教育委員会において作成する「一般図書選定資料〔特別支援学校（小学部・中学部）及び小中学校特別支援学級用〕」を十分活用すること。
- 5 同一の教科用図書を採択する期間内において採択した教科用図書の発行が行われなくなった場合等、新たに採択替え及び調査研究が必要となる場合は、県教育委員会が作成した「調査研究資料」を活用の上、適正に採択すること。
- 6 採択にかかわるものの権限と責任の範囲を明確にするとともに、過大な宣伝行為等に惑わされることなく、審議や調査等については、厳正なる態度をもち、採択の公正確保に努めること。
- 7 採択にかかわる情報等については、積極的な公開に努め、開かれた採択を一層推進すること。

平成26年度 岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会
設置・運営方針

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約に基づき、平成26年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置・運営方針を下記のとおりとする。

記

1 「平成26年度教科用図書岐阜地区採択協議会」（以下「協議会」）の設置について

- (1) 各市町教育委員会において5月16日までに、「協議会」の設置に関する議決を終え、前年度事務局が置かれた教育委員会教育長に報告する。
- (2) 5月27日の「協議会」において、協議会委員の委嘱及び会長等の選出をする。「岐阜地区の採択基準」等を承認する。
- (3) 次の事項について、「協議会」が設置され次第速やかに岐阜県教育委員会に報告する。
 - ①「岐阜地区採択協議会規約」、「設置・運営方針」、「採択基準」
 - ②協議会について
 - ア 名称、目的、組織、構成（規約）
 - イ 委員の選出、委嘱の方法など（委嘱状）
 - ウ 委員の名簿
 - エ その他

2 最初の会の招集者

前年度事務局が置かれた教育委員会教育長とする。

3 運営方針

- (1) 岐阜地区においては、種目ごとに同一の教科用図書を採択することについての協議を8月12日（火）までに終える。
- (2) 各市町教育委員会は、第2回「協議会」の翌日から7月28日（月）までの期間中に採択を決議し、岐阜地区採択協議会にその旨を報告する。
- (3) 全市町教育委員会が採択を議決することにより、岐阜地区採択が完了したものとする。
- (4) 各市町教育委員会は、各学校への採択結果の通知を、岐阜地区の採択完了以後とする。
- (5) 保護者等の幅広い視点から教科用図書についての意見が聞ける等、「協議会」の委員の構成等を工夫改善する。
- (6) 協議が調わない場合は次のようにする。
 - ① 第2回「協議会」において協議が調わなかった場合は、協議会長の判断で採決を行い、多数決で「協議会」の結果とする。同数の場合は、協議会長の意見を「協議会」の結果とする。
 - ② 1つでも市町教育委員会で協議が調わなかった場合は、協議会長の判断で再度「協議会」を招集し、岐阜地区内で同一の教科書が採択できるよう再協議する。
 - ③ 再協議に要する期間は8月12日（火）までとする。
- (7) 採択地区の設定、採択地区協議会の運営、調査研究や審議の在り方、静ひつな採択環境と開かれた採択等について協議し、次回の採択替えに向けて採択の改善を図る。
- (8) 教科用図書採択の公正確保には万全を期する。

4 「協議会」について

- (1) 「協議会」は、地方自治法第252条の2に規定する協議会としては短期間（8月31日まで）であるため、手続き等を省略して事実上の協議による協議会とする。また、その運営は、岐阜地区採択協議会規約に基づいて行う。
- (2) 協議会委員の任期は平成26年8月31日までとする。
- (3) 新たに協議が必要になった場合は、規約第5条（1）の委員により行う。
- (4) 「協議会」の運営に係る費用は、必要に応じて市及び町の分担金をあてる。なお、会計報告及び次年度の予算についての審議は、規約第5条（1）の委員により行う。

平成27年度使用小学校(特別支援学校の小学部を含む)用
教科用図書岐阜地区採択案

■小学校

教科	種目名	発行者	書名
国語	国語	光村図書	国語
	書写	光村図書	書写
社会	社会	東京書籍	新編 新しい社会
	地図	帝国書院	楽しく学ぶ 小学生の地図帳
算数	算数	大日本図書	新版 たのしい算数
理科	理科	東京書籍	新編 新しい理科
生活	生活	東京書籍	新編 新しい生活
音楽	音楽	教育芸術社	小学生の音楽
図画工作	図画工作	日本文教出版	図画工作
家庭	家庭	開隆堂	小学校 わたしたちの家庭科
保健	保健	東京書籍	新編 新しい保健

平成27年度使用中学校(特別支援学校の中学部を含む)用
教科用図書岐阜地区採択案

■中学校

教科	種目名	発行者	書名
国語	国語	光村図書	国語 1 2 3
	書写	教育出版	中学書写 1 2・3
社会	地理	東京書籍	新しい社会 地理
	歴史	東京書籍	新しい社会 歴史
	公民	東京書籍	新しい社会 公民
	地図	帝国書院	新しい社会科 地図
数学	数学	大日本図書	数学の世界 1年 2年 3年
理科	理科	東京書籍	新しい科学 1年 2年 3年
音楽	一般	教育芸術社	中学生の音楽 1 2・3上下
	器楽	教育芸術社	中学校の器楽
美術	美術	日本文教出版	美術 1 2 3
保健体育	保健体育	学研	中学保健体育
技術 家庭	技術	東京書籍	新しい技術・家庭 技術分野
	家庭	開隆堂	技術・家庭(家庭分野)
外国語	英語	三省堂	NEW CROWN ENGLISH SERIES 1 2 3

岐阜地区採択協議会に関する情報公開について（案）

- 1 平成26年度岐阜地区採択協議会に関する情報公開について
 - ・採択協議会事務局（羽島市教育委員会学校教育課）を対応窓口とする。
- 2 岐阜地区採択協議会に関する情報公開の請求や問合せがあった場合の対応
 - ① 市町教育委員会に情報公開を求められた場合、必要に応じて下記のことを伝える。
 - ・岐阜地区採択協議会の情報公開については、採択協議会事務局（羽島市教育委員会）で扱っているので、問い合わせしてほしい。
 - ・採択された教科書、岐阜地区採択協議会の会議録は、羽島市教育委員会のHPで確認できる。
 - ・市町教育委員会のHPから羽島市教育委員会へアクセスできる。
 - ② 地区採択協議会委員への問合せがあった場合、必要に応じて下記のことを伝える。
 - ・8月末の地区採択協議会の解散と同時に、委員の任期も終了しているので、個人的な立場で内容について答えることはできない。
- 3 対応のポイント
 - ・各市町教育委員会内で情報公開の窓口となる担当者を決めて、対応にぶれが生じないようにする。
 - ・各市町教育委員会と事務局が互いに情報提供し合い、同一の歩調で対応する。
- 4 平成26年度の公開対象文書等
 - ・★印は事務局HP上に掲載する
 - ・☆印は窓口（羽島市教育委員会 学校教育課）で公開（複写のみ）
公開請求は、別紙様式「教科書採択関係資料供与申込書」にておこなう
 - ① ★岐阜県教科用図書 岐阜地区採択協議会 規約
 - ② ★平成26年度 岐阜県教科用図書 岐阜地区採択協議会 設置・運営方針及び採択基準
 - ③ ☆平成26年度 岐阜地区採択協議会 委員名簿
 - ④ ☆平成26年度 岐阜地区採択協議会 研究員名簿
 - ⑤ ★平成26年度 教科書採択にかかわる日程
 - ⑥ ★平成26年度 岐阜地区採択協議会 採択までの流れ
 - ⑦ ★平成27年度使用小学校用教科用図書採択結果・採択理由
 - ⑧ ★平成27年度使用中学校用教科用図書採択結果
 - ⑨ ★平成26年度 岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会 会議録
 - ⑩ ★調査項目・着眼点
 - ⑪ ★平成27年度使用小・中学校用教科用図書 採択資料（意見書）
 - ⑫ ☆法定展示会に寄せられた意見書（9会場：法定展示の全期間中の文書）
※教科書センター・分館が設置されている各市町教育委員会が各市町の規定に基づき、「公文書扱い」で「原本」を保管し、事務局が「写し」を保有する。

以上を、平成26年9月1日より公開する。